

令和6年度鳥取県児童虐待防止啓発業務公募型プロポーザルに係る質問と回答

質問1	「仕様書6(3)スマホクリーナー」について児童虐待防止を啓発し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の記載を行うのはどこにしたら良いでしょうか。
回答1	スマホクリーナー本体に児童虐待啓発に関する記載をお願いします。なお、スマホクリーナー本体のほかに包装する袋や、別途紙を入れて啓発内容を記載していただいても問題ありません。
質問2	こども家庭庁では、児童虐待防止に関して「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として実施されているが、仕様書にあるとおり「児童虐待防止推進月間」として啓発して良いでしょうか。
回答2	今まで通り「児童虐待防止推進月間」として啓発していただきますようお願いいたします。
質問3	「仕様書6(1)啓発用リーフレット」の部分に「リーフレット内に県が指定するQRコードを添付すること」とあるが、この遷移先の内容はどのようなものでしょうか。
回答3	県が作成したページを契約締結後の協議の中で提示します。遷移先ページの内容は市町村の相談窓口、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、親子のための相談LINEに関することです。